

## 理容所・美容所を開設される方へ

理美容所を開設するには、開設届を提出し、構造設備について検査を受け基準に適合しなければなりません。次の事項に注意して施設を整備し、開設手続きを行ってください。

＜作業所面積と椅子の台数＞

作業所面積	理容所	美容所
9.9 m <sup>2</sup> ～	2台	4台
13.2 m <sup>2</sup> ～	3	5
16.5 m <sup>2</sup> ～	4	6
19.8 m <sup>2</sup> ～	5	7
23.1 m <sup>2</sup> ～	6	8
26.4 m <sup>2</sup> ～	7	10
29.7 m <sup>2</sup> ～	8	12
33.0 m <sup>2</sup> ～	9	14
36.3 m <sup>2</sup> ～	10	16
以降3.3 m <sup>2</sup> 毎	1台増	2台増

### 1 構造設備

- 理容所・美容所は隔壁等により外部及びほかの施設と区画すること。
- 作業所と待合所があること
- 作業所の面積は、9.9 m<sup>2</sup>以上で、かつ、椅子の台数に応じたものであること。
- 天井の高さは、床面から2.1m以上であること。
- 床、腰張りは不浸透性材質（コンクリート、タイル等）であること。
- 待合所は、作業に支障のない場所に設け、かつ、固定した0.9m以上の高さを有する物により、作業所と区画すること。
- 洗顔及び洗髪のための流水式の設備を設けること。
- 器具の洗浄のための流水式の設備を設けること。
- 照明(100ルクス以上)、換気が十分に行える設備があること。
- フタ付きの汚物箱、毛髪箱を備えること。
- 器具等の消毒（薬物消毒、紫外線消毒、蒸気消毒等）に必要な設備があること。
- 消毒済器具、未消毒器具（ハサミ、クシ等）、タオル等の布片を区別して収納できる場所（容器）があること。  
※それぞれ消毒済、未消毒等の標示をすること。
- 外傷の手当てに必要な救急薬品及び衛生材料を備えること。

### 2 必要書類

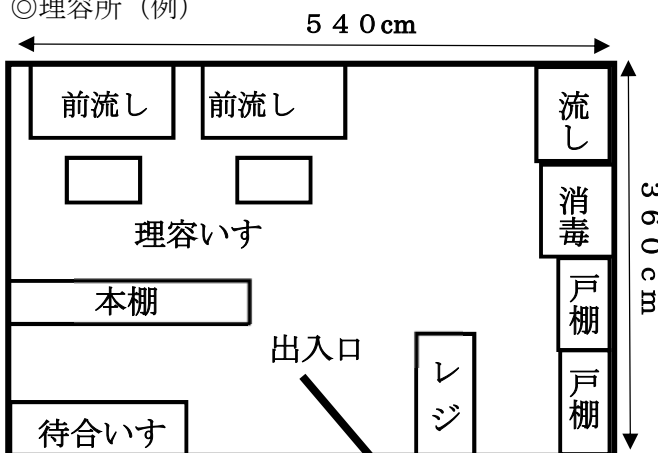
- 理容所・美容所開設届出書兼構造設備検査請求書  
※法人の場合は請求書右上の空欄に法人番号（13桁）をご記入ください。
- 構造設備の仕様書
- 施設の平面図及び設備の配置図（内のりを寸法として記載してください。）
- 店舗の案内図（調査に行くにあたって、周囲がわかるように記載してください。）
- 従業員名簿（全従業員の氏名、免許番号等を記載してください。）
- 理容師・美容師免許証及び管理理容師・管理美容師講習会修了証の写し  
※原本（本証）を確認しますので、申請時に原本を持参してください。
- 診断書（結核、皮膚疾患及び伝染性疾患の有無について記載してあるもの）※理容師・美容師のみ
- 開設者が外国人の場合は、住民票の写し

### 3 申請手数料 17,000円

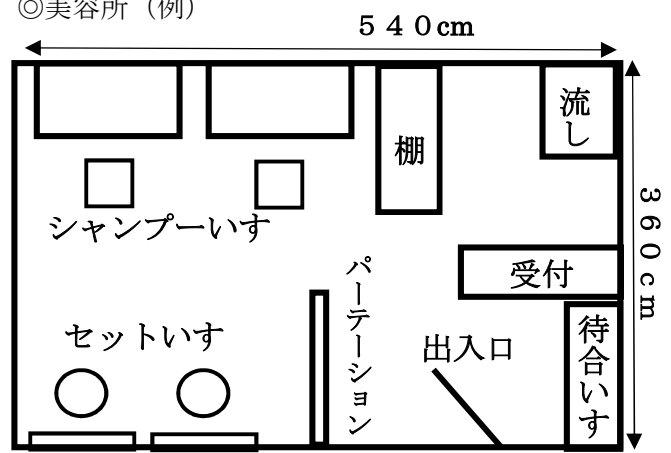
※申請の際は、あらかじめ担当者に電話連絡のうえお越しくください。

※申請から現地調査、確認がおきるまで時間がかかりますので、開設予定日の2週間前までに申請書を提出していただくようお願いいたします。

◎理容所（例）



◎美容所（例）



担 当：川口市保健所 生活衛生課 生活衛生係  
 所在地：川口市三ツ和1-14-3 鳩ヶ谷庁舎4階  
 電 話：048-229-3913